平成２９年（フ）第４２号
滋賀県犬上郡豊郷町大字高野瀬字大塚488番地　豊郷桜Ｖ番館１階101号室、住民票上の住所滋賀県長浜市南小足町452番地11
債務者　西島　一勲
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第４２９号
京都府八幡市八幡三本橋60番地の25、前住所京都府八幡市八幡園内31番地の26
債務者　瀧本美恵子
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８５４号
京都市北区大宮南林町63番地　ラフィーネ北山105、前住所京都市北区大宮南林町36番地フリーデン６―201号
債務者　川合　勉
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１６号
兵庫県西脇市和布町276番地の７
債務者　藤本喜代美
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第３８号
兵庫県小野市中町420番地　新田団地　３―403号
債務者　小谷　和帆
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第２７０号
鹿児島県鹿児島市錦江台１丁目31番３号　大野マンション201号
債務者　福留とよみ
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２５７３号
大阪市大正区千島２丁目４番３―916号
債務者　福上　志織
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６４４号
大阪府豊中市服部元町２丁目４番21―604号
債務者　三浦　勝
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７０６号
大阪市淀川区三国本町１丁目13番７―114号
債務者　森山　文雄
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７７８号
大阪府門真市朝日町６番６号
債務者　服部　功
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７７９号
大阪市都島区都島中通２丁目10番25―902号
債務者　津田　聖子
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９６５号
大阪府東大阪市新町24番15―301号
債務者　松本絵里佳
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０６３号
大阪府吹田市藤白台３丁目１番Ｂ19―208号
債務者　須田　智子（旧姓三瓶）
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０８８号
大阪府豊中市上野西３丁目16番18―207号
債務者　キャラベル・ワークスこと　笠松　裕司
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０８９号
大阪府豊中市上野西３丁目16番18―207号
債務者　笠松　君江
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１１１号
大阪市都島区友渕町２丁目６番５号
債務者　石川　岳史
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１７３号
大阪市北区天満４丁目10番17号滝川パークハイツ401号室、前住所大阪府池田市天神１丁目７番３号
債務者　幸田しづゑ
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４２６号
大阪府高槻市寺谷町55番１号　クリアコート寺谷210号
債務者　渡辺　幸子
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部